

船舶事故等調査報告書

平成27年6月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第161号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年8月14日 09時10分ごろ
発生場所	山口県徳山下松港第2区（宮ノ瀬戸） 徳山下松港新川防波堤灯台から真方位181° 1,680m付近 （概位 北緯33° 59.26′ 東経131° 51.68′）
事故等調査の経過	平成26年9月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 ^{さんよう} 三洋丸、2.8トン YG3-48675（漁船登録番号）、個人所有 第291-20733号（船舶検査済票の番号） B シーカヤック（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 操船者B、操縦免許なし
死傷者等	なし
損傷	A なし B 船体中央部に亀裂等
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、手動操舵で操船に当たり、徳山下松港第4区に設置したはえ縄を揚縄するため、同港第2区を南進した。 船長Aは、山口県下松市笠戸島北部東岸とその東方対岸の同市宮ノ州鼻との間の宮ノ瀬戸を南進していたところ、左舷前方のはえ縄を設置した漁場付近に錨泊している大型船を認めたので、その大型船を見ながら左転中、平成26年8月14日09時10分ごろ、衝撃を感じ、B船と衝突したことに気付いた。 船長Aは、海面にいた操船者Bを救助してA船に乗せ、負傷していないことを確認し、宮ノ州鼻の砂浜まで運んだ。 B船は、操船者Bが1人で乗り、宮ノ州鼻南方沖で釣りを行った後、パドルで漕ぎながら西進中、右舷船首方に宮ノ瀬戸を南進するA船を認めたが、A船がB船に接近してくることはないと思い、右舷方の発着場所としている宮ノ州鼻を見ながら右転し、ふと左舷方を見てA船が至近に迫っていることに気付き、衝突の危険を感じて海に飛び込んだ直後、B船の左舷中央部とA船の船首部とが衝突した。 船長Aは、宮ノ州鼻の砂浜にいたB船の所有者をA船に乗せ、B船

	<p>に移乗させた。</p> <p>B船の所有者は、B船を漕いで接岸させた。</p> <p>B船の所有者は、海上保安庁に本事故を通報した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 東、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の末期</p>
その他の事項	<p>船長Aは、宮ノ瀬戸付近でシーカヤックを見たことがなかった。</p> <p>B船は、合成樹脂製で一体成型されたシットオントップ型の1人乗りシーカヤックで、船体が黄緑色であった。</p> <p>B船には、有効な音響信号設備装置がなかった。</p> <p>操船者Bは、シーカヤックの操船を行うのは本事故時が初めてであった。</p> <p>船長Aは、救命胴衣を着用していた。</p> <p>操船者Bは、黒色の帽子及び笛が付いた黒色の救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、宮ノ瀬戸を南進中、船長Aが、左舷前方の漁場付近に錨泊している大型船に意識を向け、左舷方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かずに左転し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、宮ノ瀬戸を西進中、操船者Bが、右舷船首方に宮ノ瀬戸を南進するA船を認めたものの、A船がB船に接近してくることはないと思ひ、右舷方の発着場所としている宮ノ州鼻に意識を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、右転後、A船が至近に迫るまで気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、宮ノ瀬戸において、A船が南進中、B船が西進中、船長Aが、左舷前方の漁場付近に錨泊している大型船に意識を向け、また、操船者Bが、右舷船首方に宮ノ瀬戸を南進するA船を認めたものの、A船がB船に接近してくることはないと思ひ、右舷方の発着場所としている宮ノ州鼻に意識を向け、共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時、適切な見張りを行うこと。 ・長さ12m未満の船舶は、汽笛及び号鐘を備えていない場合、有効な音響による信号等を行うことができる手段を講じ、接近する他船に注意喚起できるようにしておくこと。 ・手漕ぎボート等で釣りをを行う場合、旗を掲げたり、目立つ色の衣

	<p>類を着用したりするなどして、周囲からの視認性を高める工夫をすることが望ましい。</p>
--	--